

障害者雇用の適正な運用を求める意見書

今年8月、中央省庁において2017年6月1日時点の障害者雇用率制度の対象となる障害者が実際より3,460人多く水増し計上されていたことが判明した。長年、就労できるはずの障害者の雇用の機会が奪われていたことは、制度そのものの信頼を失墜させ、障害者の権利に関する条約にも反するものである。

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会は、報告書の中で「法の理念に対する意識の低さ」を指摘し、再発防止はもとより「障害者雇用とその促進の意義の理解普及に向けた施策の推進、適切な障害者雇用に向けての取組のための国の行政機関における障害者雇用の実態把握と指導、国の行政機関における障害者雇用促進に向けた環境の整備など各般の対策を講じられること」を求めている。

さらに、障害者の権利に関する条約には「障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利」があり、締約国には労働についての障害者の権利を保障し促進する責務がある。

障害者の雇用については法定雇用率の達成だけではなく、障害者本人の希望や特性等を活かしつつ、安心して働き続けられる環境を整備していかなければならない。

よって、国においては、障害者雇用数の不適切な計上について、その原因究明をするとともに、再発防止のための措置を講じることを求める。

記

- 1 「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会報告書」の結果を受け、当事者参加の下、さらなる原因究明を行い、再発防止を徹底すること
 - 2 障害者の権利に関する条約の理念のもとに、当事者の障害特性をふまえ、障害者差別禁止指針・合理的配慮指針に基づく障害者雇用施策を行うこと
- 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成30年12月21日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
様